

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年8月28日 11時00分ごろ
発生場所	沖縄県南城市知念岬南東方沖 金武中城港安座真地区外防波堤灯台から真方位154° 1.5海里 付近 (概位 北緯26°09.5′ 東経127°50.3′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、釣り中、波高が高く、船内に浸水して転覆した。
事故調査の経過	令和3年10月15日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、不明（全長約2.0m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、平均風速 5.0m/s、視界 良好 海象：海上 波高約1.5～2.0m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、南城市久手堅の船溜まりを出航し、知念岬南東方沖のリーフが点在する海域で釣りをを行うこととし、漂泊を開始した。</p> <p>本船は、操縦者が船首側に、同乗者が船尾側に位置して釣りをを行い、同乗者が着座した際、船体が傾いたことで船内に海水が徐々に浸水し、釣果が良好で釣りに夢中となっていたところ、足元に海水が溜まっていたことに気付き、海水の排出を行ったが、船内への浸水の勢いが強くなり、船尾側に傾いて転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、転覆した状態の本船を回転させて本船を元の浮いていた状態に戻し、船内に溜まった海水を排出したが、波による浸水が続き、現況を改善するのは無理と判断して118番通報を行った。</p> <p>操縦者及び同乗者は、消防の水上オートバイに救助され、本船は、巡視艇ゴムボートにえい航され、久手堅船溜まりに入港した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、知念岬南東方沖のリーフが点在する海域において、波高約1.5～2.0mの状況下、操縦者及び同乗者が、釣りに夢中となっていた際、船内に海水が溜まっていたことに気付き、海水を排出したものの、波による浸水の勢いが強かったことから、船内に浸入した海水

	を排出できず、海水が滞留して転覆したものと考えられる。
原因	<p>本事故は、知念岬南東方沖のリーフが点在する海域において、波高約1.5～2.0mの状況下、操縦者及び同乗者が、釣りに夢中となっていた際、船内に海水が溜まっていたことに気付き、海水を排出したものの、波による浸水の勢いが強かったため、船内に浸入した海水を排出できず、海水が滞留して本船が転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートは、乾舷が低く、波高1.5～2.0mでは波が打ち込みやすいので、出航しないこと。 ・ミニボートで漂泊して釣りをを行う際、船内に浸入する海水の状況などを確認し、安全な状態を保つこと。